

○香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱

令和5年3月30日

告示第72号

(趣旨)

第1条 この告示は、香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略及びUIJターンによる起業・就業者創出計画に基づき、香取市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内において香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、香取市補助金等交付規則（平成18年香取市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する東京都の特別区の区域をいう。
- (3) マッチングサイト 千葉県地域しごとマッチング支援事業により開設したインターネットサイトをいう。
- (4) 起業支援金 公益財団法人千葉県産業振興センターが地域課題解決型起業支援事業により交付する補助金をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (6) 転入 本市へ住居を移した者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (7) 転出 本市から住居を移し、又は本市の住民基本台帳から削除されることをいう。

- (8) 永住者 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に掲げる永住者をいう。
- (9) 日本人の配偶者等 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる日本人の配偶者等をいう。
- (10) 永住者の配偶者等 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる永住者の配偶者等をいう。
- (11) 定住者 出入国管理及び難民認定法別表第2に掲げる定住者をいう。
- (12) 特別永住者 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条から第5条までの規定により在留資格を有する者をいう。

（交付対象者）

第3条 移住支援金の交付を受けることができる者は、別表第1に定める要件を満たす者のうち、別表第2から別表第5までのいずれかの要件を満たすものとする。

（移住支援金の額）

第4条 移住支援金の額は、単身世帯の場合にあっては60万円、2人以上の世帯の場合にあっては100万円とする。

2 前項の場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。ただし、加算額は200万円を限度とする。

（交付申請）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付申請書（別記第1号様式）に別表第6に掲げる書類を添えて、申請日の属する年度の2月末日までに市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査の上、交付の可否を決定し、香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 交付決定又は不交付決定を受けた者（以下「交付決定者等」という。）が、

前条に規定する交付（不交付）決定通知書を受領後、紛失等の理由により再交付を必要とするときは、香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付（不交付）決定通知書再交付申請書（別記第5号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する再交付申請書を受領し、適当と認めるときは、速やかに香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付（不交付）決定通知書（再交付）（別記第6号様式）を、当該交付決定者等に交付するものとする。

（交付の請求）

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、香取市補助金等交付規則第12条及び第13条の規定にかかわらず、移住支援金の交付を請求することができる。この場合において、交付決定者は、香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（届出の義務）

第9条 移住支援金の交付を受けた者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金申請事項変更届出書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第10条 市長は、香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、必要があると認めるときは、香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業に関する報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が第1号から第4号までのいずれかに該当するときは交付決定した額の全額を、第5号に該当するときは交付決定した額の半額を取り消すものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めたときは、この限りでない。

- （1） 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。
- （2） 移住支援金の申請日から3年未満に転出をしたとき。
- （3） 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した

とき。

(4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金返還請求書（別記第9号様式）により、移住支援金の返還を請求するものとする。

3 前項の規定により移住支援金の返還を請求された者は、市長が定める期限までに当該移住支援金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月1日告示第140号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の香取市UIJターンによる起業・就業者等創出事業移住支援金交付要綱別表第3の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月28日告示第76号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条）

移住等に関する要件

次の1から3までに該当すること。

世帯人員が2人以上の世帯向けの金額の移住支援金の交付を申請する場合にあっては、4にも該当すること。

18歳未満の世帯員を帯同して移住することにより加算を申請する場合にあっては、5にも該当すること。

1	移住元	次のいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域
---	-----	---------------------------------

<p>に関する要件</p>	<p>以外の地域に在住しつつ、東京23区内への大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。</p> <p>(1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。</p> <p>(2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は千葉県を除く東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。</p>
<p>2 移住先に関する要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 令和5年4月1日以降に転入したこと。</p> <p>(2) 移住支援金の交付の申請をした日において、転入後1年以内であること。</p> <p>(3) 移住支援金の交付の申請をした日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。</p>
<p>3 その他の要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者は除く。）でないこと。</p> <p>ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」と</p>

	<p>いう。)又は暴力団員を利用する行為</p> <p>イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為</p> <p>ウ 本市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。</p> <p>(4) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。</p> <p>(5) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(6) 申請者及び移住支援金の交付の申請時に当該申請者と同一の世帯に属する者が、過去に移住支援金の交付を受けていないこと。</p> <p>(7) その他市長が移住支援金の対象者として不相当と認める者でないこと。</p>
<p>4 世帯に関する要件（2人以上の世帯の申請の場合に限る。）</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の交付の申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和5年4月1日以降に転入したこと。</p> <p>(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の交付の申請時において転入後1年以内であること。</p> <p>(5) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも3に定める要件に該当すること。</p>

5	18歳未満の者に 関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。 (2) 本事業における申請者でないこと。 (3) 申請者の配偶者でないこと。
---	-------------------	--

別表第2 (第3条)

就職に関する要件	<p>1 一般の場合</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 就業先の求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載されていること。</p> <p>(3) 就業者等の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(5) 就業先の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>(6) 就業先において、移住支援金の交付を申請した日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>2 専門人材の場合</p> <p>県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して就業した者は、次のいずれにも該当すること。</p>
----------	---

	<p>(1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(3) 就業先において、移住支援金の交付を申請した日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
--	--

別表第3 (第3条)

テレワークに関する要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>(2) 移住先でテレワークにより勤務することとし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。</p> <p>(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であること。</p> <p>(4) 申請者を指揮監督する事業所が香取市内に所在していないこと。</p> <p>(5) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p>
-------------	--

別表第4 (第3条)

関係人口に関する要件	1 及び 2 のいずれにも該当すること。	
	1 支給対象者	次のいずれかに該当すること。

	の要件	<p>(1) 本市が令和4年度以降に実施した日帰りの移住又は関係人口創出推進のイベントに3回以上の参加経験があること。</p> <p>(2) 本市が令和4年度以降に実施した宿泊を伴う移住又は関係人口創出推進のイベントに参加経験があること。</p> <p>(3) 本市又は本市の隣接自治体で就業したこと。</p> <p>(4) 本市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事、地域イベント等に継続的に参加していること。</p> <p>(5) 本市に居住経験があること。</p>
	2 地域の担い手確保の要件	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 農林水産業その他の事業に従事すること。</p> <p>(2) 自治体、地域づくり団体等が関わる地域づくり活動又は地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向があること。</p>

別表第5 (第3条)

起業に関する要件	移住支援金の申請日までの1年以内に、起業支援金の交付の決定を受けていること。
----------	--

別表第6 (第5条)

区分	提出書類
1 全ての申請者	<p>(1) 本人であることが確認できる書類</p> <p>(2) 移住元の住民票の除票の写し (別表第1の1 移住元に関する要件を満たすことを確認できる書類)</p>

	<p>(3) 市税に滞納がないことを証する書類</p> <p>(4) 移住支援金の交付申請に関する誓約書(別記第2号様式)</p>
2 東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた申請者	東京23区で就業していた企業等の就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
3 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった申請者	<p>(1) 開業届出済証明書等(移住元での勤務地を確認できる書類)</p> <p>(2) 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)</p>
4 東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した申請者	<p>(1) 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)</p> <p>(2) 東京23区で就業していた企業等の就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)</p>
5 別表第1の4に掲げる要件に該当する申請者	移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)
6 別表第2に掲げる要件に該当する申請者	就業先企業等の就業証明書(別記第3号様式の1)
7 別表第3に掲げる要件に該当する申請者	所属先企業等の就業証明書(別記第3号様式の2)
8 別表第4に掲げる要件に該当する申請者	別表第4に掲げる要件を満たすことを証する書類
9 別表第5に掲げる要件に該当する申請者	起業支援金の交付決定通知書